

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	予防接種共通費事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富山市長

## 公表日

令和3年9月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。</p> <p>2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。</p> <p>3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                              [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (各事務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名(連携)システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p>

③他のシステムとの接続

住民基本台帳ネットワークシステム

既存住民基本台帳システム

宛名システム等

税務システム

その他 (

)

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種特定個人情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項) 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3の項)  [別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19の項)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保健部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	生後2月(ヒブ・小児肺球)～20歳(日脳特例2期)、60歳以上(インフル、高齢肺球)
その必要性	予防接種法に基づく対象者
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	予防接種に関する情報(予防接種法施行規則第6条の2第1項に基づく情報) 予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別、実施年月日、予防接種の種類、接種医師の氏名、接種液の接種量及び製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、その他実施に必要な事項。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	保健所保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 宛名管理システム ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 接種医からの接種に関する報告 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 宛名管理システム )	
③使用目的 ※	予防接種業務	
④使用の主体	使用部署	保健所保健予防課、各保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	予防接種法による予防接種の実施(①予防接種券の発行、②接種歴管理)	
	情報の突合	本人からの申請内容の確認を行うため、母子保健システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	外部パンチ入力(接種医からの接種に関する報告)	
①委託内容	接種医からの接種に関する報告をパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック 行政システム事業本部	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
<b>7. 備考</b>	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【予防接種特定個人情報ファイル】**

**(1) 結核検診情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.ツ反・接種方法 4.ツ反・会場コード 5.ツ反・医療機関コード 6.ツ反・医師名 7.ツ反・接種日 8.ツ反・ワクチン 9.ツ反・メーカー 10.ツ反・ロットNo. 11.ツ反・接種量 12.ツ反・費用区分 13.ツ反・登録日 14.ツ反判定・接種方法 15.ツ反判定・会場コード 16.ツ反判定・医療機関コード 17.ツ反判定・医師名 18.ツ反判定・接種日 19.ツ反判定・判定区分 20.ツ反判定・発赤 21.ツ反判定・硬結区分 22.ツ反判定・二重発赤区分 23.ツ反判定・水泡区分 24.ツ反判定・壊死区分 25.ツ反判定・登録日 26.BCG・接種方法 27.BCG・会場コード 28.BCG・医療機関コード 29.BCG・医師名 30.BCG・接種日 31.BCG・ワクチン 32.BCG・メーカー 33.BCG・ロットNo. 34.BCG・費用区分 35.BCG・登録日 36.職員コード 37.所属コード 38.支所コード [行政センター] [地区センター] 39.更新日付 40.更新時刻 41.未接種判定区分 42.発送予定日 43.再発行日 44.再発行理由 45.再発行区分

**(2) 日本脳炎接種情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.接種方法 4.会場コード 5.医療機関コード 6.医師名 7.接種日 8.ワクチン 9.メーカー 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.職員コード 15.所属コード 16.支所コード [行政センター] [地区センター] 16.更新日付 17.更新時刻 18.未接種判定区分 19.発送予定日 20.再発行日 21.再発行理由 22.再発行区分

**(3) 麻疹風疹混合接種情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.接種方法 4.会場コード 5.医療機関コード 6.医師名 7.接種日 8.ワクチン 9.メーカー 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.職員コード 15.所属コード 16.支所コード [行政センター] [地区センター] 16.更新日付 17.更新時刻 18.未接種判定区分 19.発送予定日 20.再発行日 21.再発行理由 22.再発行区分

**(4) 水痘接種情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.接種方法 4.会場コード 5.医療機関コード 6.医師名 7.接種日 8.ワクチン 9.メーカー 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.職員コード 15.所属コード 16.支所コード [行政センター] [地区センター] 16.更新日付 17.更新時刻 18.未接種判定区分 19.発送予定日 20.再発行日 21.再発行理由 22.再発行区分

**(5) ヒブワクチン接種情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.接種方法 4.会場コード 5.医療機関コード 6.医師名 7.接種日 8.ワクチン 9.メーカー 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.職員コード 15.所属コード 16.支所コード [行政センター] [地区センター] 17.更新日付 18.更新時刻 19.未接種判定区分 20.発送予定日 21.再発行日 22.再発行理由 23.再発行区分

**(6) 肺炎球菌接種情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.接種方法 4.会場コード 5.医療機関コード 6.医師名 7.接種日 8.ワクチン 9.メーカー 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.職員コード 15.所属コード 16.支所コード [行政センター] [地区センター] 17.更新日付 18.更新時刻 19.未接種判定区分 20.発送予定日 21.再発行日 22.再発行理由 23.再発行区分

**(7) 四種混合接種情報**

1.個人コード 2.接種回数 3.接種方法 4.会場コード 5.医療機関コード 6.医師名 7.接種日 8.ワクチン 9.メーカー 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.職員コード 15.所属コード 16.支所コード [行政センター] [地区センター] 17.更新日付 18.更新時刻 19.未接種判定区分 20.発送予定日 21.再発行日 22.再発行理由 23.再発行区分

**(8) インフルエンザ接種情報**

1.対象年度 2.個人コード 3.接種回数 4.接種方法 5.会場コード 6.医療機関コード 7.医師名 8.申込日 9.接種日 10.ロットNo. 11.接種量 12.費用区分 13.登録日 14.更新日 15.更新時刻 16.職員コード 17.所属コード 18.支所コード [行政センター] [地区センター] 19.発送予定日 20.再発行日 21.再発行理由 22.再発行区分

**(9) 成人予防接種情報**

1.個人コード 2.接種コード 3.連番 4.接種方法 5.会場コード 6.医療機関コード 7.医師名 8.接種日 9.ワクチン 10.メーカー 11.ロットNo. 12.接種量 13.費用区分 14.登録日 15.申込日 16.対象年度 17.職員コード 18.所属コード 19.支所コード [行政センター] [地区センター] 20.更新日付 21.更新時刻 22.未接種判定区分 23.発送予定日 24.再発行日 25.再発行理由 26.再発行区分



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	秘密の保持 目的外の利用禁止 無断複製の禁止 秘密情報の返却・廃棄 再委託の禁止・目的外利用の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	再委託は禁止している	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等の公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としている。</li> <li>・委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>番号法の規定に基づき、認められた範囲においての特定個人情報の照会を行う。 ログを管理し、定期的に監査するとともに、目的外の入手を行なえないよう、アクセス制限を行なう。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
① 事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

■保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、保健所保健予防課の所属長の権限で消去を行う。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。</li> <li>・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受け付ける。
③法令による特別の手続	予防接種法施行令第6条の2第1項に基づく情報(予防接種に関する記録)を、同法施行令第6条の2第2項に基づき開示を求めることができる。
④個人情報ファイル簿への不記載等	下記以外の事項。 予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別、実施年月日、予防接種の種類、接種医師の氏名、接種液の接種量及び製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、その他実施に必要な事項。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号 076-443-2170
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-6. -②	保健予防課長 宮崎 英明	保健予防課長	事後	
令和1年6月21日	IV-1. -①	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170	事後	
令和2年12月1日	「IV V 開示請求、問合せ・評価実施手続」シート 「V 評価実施手続」-「1.基礎項目評価」-「①実施日」	平成27年3月30日	令和2年12月1日	事後	
令和2年12月1日	「I 基本情報」シート 「5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] (17, 18, 19の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (16の2, 16の3の項) [別表第二における情報照会の根拠] (16の2, 17, 18, 19の項)	事後	
令和2年12月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供の有無	—	提供を行っている 1件	事後	
令和2年12月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先	—	市長村長等	事後	
令和2年12月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」法令上の根拠	—	・番号法第19条第7号別表第二(16の2, 16の3の項)	事後	

令和2年12月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 提供先における用途	—	予防接種法による予防接種の実施	事後	
令和2年12月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 提供する情報	—	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	事後	
令和2年12月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 提供する情報の対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事後	
令和2年12月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 提供する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事後	
令和2年12月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 提供方法	—	情報ネットワークシステム	事後	
令和2年12月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート 「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 時期・頻度	—	・情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	

令和2年12月1日	「Ⅲ リスク対策」シート 「3. 特定個人情報の使用」 「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク> ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	<権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク> ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を行う。	事後	
令和3年9月1日	「Ⅰ 基本情報」シート 「5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(16の2, 16の3の項)	番号法第19条第8号別表第二(16の2, 16の3の項)	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ②リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う修正